# 第6回下野市行政改革推進委員会 会議録

日 時 平成28年11月24日(木) 午後1時30分~3時20分

場 所 下野市役所203会議室

出席委員 杉原弘修会長、飯島陽子委員、関口博之委員、小久保武委員、飯野洋委員、 水上美紀委員、長光博委員、大木徳委員、園部小由利委員、中林佳子委員

欠席委員 なし

出席者 (教育委員会)

野澤教育次長、増渕生涯学習文化課長、山口課長補佐

(市民生活部)

布袋田市民生活部長、所市民課長、永田課長補佐

事務局 長総合政策部長、星野総合政策課長、古口主幹、猪瀬副主幹、舘野主事

傍聴者 なし

# ○次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議事
  - (1)会議録署名人の指名
  - (2) 行政評価市民評価事業ヒアリング
    - ①しもつけ風土記の丘資料館整備事業
    - ②社会保障・税番号制度個人番号カード交付事業
  - (3)全体協議
  - (4) その他
- 4 閉会

# ○開会

(事務局) 平成28年度第6回下野市行政改革推進委員会を開会いたします。

### ○あいさつ

(杉原会長) 朝からの雪で足下悪いところ、お集まりいただきありがとうございます。 本日は2事業のヒアリングですので、よろしくお願いいたします。

#### ○議事

(1) 会議録署名人の指名

(杉原会長) 今回の会議録署名委員を指名します。本日は、関口委員・小久保委員にお願いいたします。

(2) 行政評価市民評価事業ヒアリング

(杉原会長) それでは、ヒアリングに入る前に、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 事前に配付しました本日のヒアリング資料でありますが、お持ちいただい ておりますでしょうか。お手元にない場合はお申し出ください。事業ごと に市民評価シートを作成していただき、本日の評価シートは、11月30 日までに返信用封筒で送付していただきますよう、よろしくお願いいたします。本日のヒアリングの順番につきましては、次第に記載のとおり、①しもつけ風土記の丘資料館整備事業、②社会保障・税番号制度個人番号カード交付事業の順に各40分ずつヒアリングを実施いたします。なお、本日2事業すべてのヒアリングが終了しました後、30分程度全体協議のお時間を設けておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

(杉原会長) 1件目は『しもつけ風土記の丘資料館整備事業』ですので、担当の方からご説明をよろしくお願いいたします。

#### ①しもつけ風土記の丘資料館整備事業

[教育委員会出席者自己紹介] 「生涯学習文化課長・課長補佐から説明]

(杉原会長) ありがとうございました。以上、ご説明いただきました。質問等よろしく お願いいたします。

(飯島委員) リニューアルと収蔵施設の増設費用の半分が国庫補助とありますが、総額 でいくらの事業でしょうか。

(生涯学習文化課課長補佐)現在、概要の検討段階であり正確な数字をお示しすることはできないのですが、文化庁とのやりとりの中で、重要文化財を置くための改修ということで、収蔵庫は現在の一枚扉から二重扉にする、あるいは耐火・防火・消火といった火災に関する改修として、1平米約50万円程度を想定しておくように言われており、収蔵庫と展示室で総額3億円程度の想定額となっています。高額ではありますが、一度整備すれば20年から30年は利用できますので、きちんとしたものを整備しておく必要があると考えております。この改修ができなかった場合、この重要文化財を当市に置くことができなくなります。県内で重要文化財が置ける施設は、県立博物館しかございません。場合によっては、東京国立博物館となる可能性もあり、そちらに行かないと見られないといった状況となってしまいます。下野市の宝とでも言うべきものでありますから、資料館を改修した方がいいのではないかということで、計画を策定させていただいております。

(飯島委員) 市の負担はその半分の1億5千万円ということでよろしいのでしょうか。 (生涯学習文化課課長補佐) この他、不確定でありますが、県の補助や合併特例債等が利 用できるかどうかを検討させていただいております。

(大木委員) 基本的には、資料館を改修しなければならないと考えており、収蔵庫より 展示室のスペースを充実させるということでしょうか。

(生涯学習文化課課長補佐)収蔵庫の中にも一部展示に耐え得るスペースも必要ではないかといった工夫など、新しい資料館は展示を基本に考えております。また、現在公民館を借りて実施している子どもたちの火熾し体験や土器づくり体験ができるような、屋内外両方の機能を持ったスペースについても検討しております。現在整備中の三王山公園に、作った土器や埴輪が焼けるスペースを作らせていただいておりますので、そういった体験については、出口まで考えております。

(大木委員) 増築するということでしょうか。

(生涯学習文化課課長補佐)展示スペースに関しましては、現在の本館を増築といった形

は採らない方がいいだろうと考えております。あの資料館は、現在ではあまり見られない壁で全部仕切る工法により、今の時代に建てようとした場合、30億円掛かると言われております。県の方でも、市で受け取らなかった場合は、建物を壊し、土地は市に返す予定であったとのことであり、壊すだけでも5千万円掛かるとのことでした。そのまま使わせていただくということで、お借りしておりますが、下手にいじらない方がいいということであります。北側の倉庫は、あくまでも重要文化財を置くための施設ではありませんから、かなり簡素なつくりの倉庫になるのではないかと考えております。

- (関口委員) 年間1万8千人くらいの入場者数とありましたが、入館料など収入はどの くらいあるのでしょうか。また、経費との比較ではどのくらいの割合なの でしょうか。
- (生涯学習文化課課長補佐) 市に移管されてから、入館料は無料としております。県が所 管の時は100円でありまして、市でもいろいろ検討し議論した結果、せ っかく子どもたちが来てくれるのだから無料がいいのではないかといった 意見や、100円の入館料を取った場合のチケット作成費用や対応する職 員などに掛かる経費を考慮し、リニューアルまでは入館無料としました。 年間7回くらい実施しております講座に参加される方からは、あくまで受 益者負担として資料代100円を頂いております。現在こういった形で運 営しておりまして、正確な数字ではありませんが、年間約1千5百万円の ランニングコストが掛かっております。人件費も含めて年間約4千2百万 円掛かっていました県の所管時代と比べまして、市ではコストが掛からな い形で運営させていただいております。特に、県から移管を受ける時に、 ボイラーから最新型のエアコンに替えていただいておりますので、光熱水 費は県の時代の6割から7割の経費削減が図られております。さらに、職 員と臨時職員で可能な限り自分たちで維持管理することとし、花まつり期 間やマラソン大会には1日約千人のトイレ利用がありますので、トイレ清 掃についてはシルバーに業務委託しておりますが、人件費についても可能 な限りのコスト削減を図っております。
- (関ロ委員) 県から移管する時点で、エアコンなど新しくしてから引き継いだとのこと であるが、建物に関しては満足のいく十分なものであるのでしょうか。不 具合などはないのでしょうか。
- (生涯学習文化課課長補佐)建物は県から引き継いだ時点で、すべて修理等していただき、満足しております。重要文化財と認定された場合、展示室と収蔵庫の消火設備と防犯についての改良が必要となりますが、その他の事務室やトイレなどについては改修が済んでおり今のままで十分であります。いずれ展示室の改修が必要となるであろうということで、県では移管の時点では展示室の改修は行いませんでした。
- (関口委員) 入館料が無料であるとのPRはしているのでしょうか。広報等でお知らせ すると、入館者が増えると思います。
- (生涯学習文化課長) 玄関の所にも「入館無料」とお知らせしており、また、広報やホー

ムページ等でもPRしております。

- (杉原会長) 平成30年度事業計画の中に実施設計とあり、これが文化庁の補助対象事業になると記載がありますが、具体的に実施設計とはどういったものなのでしょうか。その中には、埴輪のレプリカなどいろいろなグッズ販売も含まれているのでしょうか。
- (生涯学習文化課課長補佐)実施設計はあくまでも建物に関するものであり、例えば、防火扉や消火器の必要数であったり、そういった具体的な改修工事に伴うものとなります。通常の資料館をゼロから造る場合は、3つくらいに分かれた設計となり、トイレ・事務室などの建物付帯設備、駐車場や外観などの外構、展示の3つであります。今回の改修の実施設計の場合は、外構はございませんので、約7割が展示、約2割が収蔵、残り1割が入口の風除室など重要文化財を収蔵するために改修が必要となるであろう部分における設計ということで、想定しております。その実施設計を基にそのまま工事ができるような図面が出来上がります。
- (杉原会長) 記念グッズなどを販売するといったようなことは計画の中にあるのでしょ うか。
- (生涯学習文化課課長補佐) 既にハンカチや手ぬぐいなどのグッズがあり、薬師寺歴史館と合わせて、10月現在で今年度30数万円の売り上げがあります。埴輪や国分寺・薬師寺の瓦などをデザインしたもので、PRも兼ねたお持ち帰りできるような内容のグッズとなっております。お客様からも非常に多くの要望を頂きますので、いろいろ制作させていただいております。
- (大木委員) 風土記の丘ということであれば、出土品だけでなく民俗的なものの展示・ 収蔵についても考えているのでしょうか。
- (生涯学習文化課課長補佐)数年前からかんぴょうに関係する道具を集めており、江戸時 代の終わりから戦後すぐの頃にかけたもので、その地域で特許を取って改 良されている道具が50点近くあり、分類も済んでおります。発掘調査事 業などで中断しておりますが、そういったものをまとめて体系化し資料化 しますと、登録文化財としての指定を受けることができます。栃木県内で の一番顕著な例ですと、鹿沼市粟野の麻に関係する道具を県立博物館にま とめまして、国の登録文化財となっております。現段階でかんぴょうの道 具が国の登録文化財となれるかどうか不明でありますが、展示など活用で きるように考えております。毎年夏休みには子どもたちを対象にかんぴょ うに関するイベントを実施しており、今年は農政課と協力しまして道の駅 でかんぴょうむき大会など実施しました。そういったイベントは時折テレ ビの報道番組で取り上げていただいており、また、今でも使用できるかん ぴょうの古い道具を貸して欲しいとのテレビ局からの依頼があり、何のた めの道具なのかといったクイズなどで協力させていただいております。そ ういったことで、民具等についても、収蔵と活用を図りたいと考えており ます。

(大木委員) 資料館の近くにある古民家は、市教育委員会の建物なのでしょうか。 (生涯学習文化課課長補佐) あの古民家は、商工観光課で移築した市の建物であり、花ま つり期間中などに活用しております。また、市内小学校 5 校の予約が入っており、来週あたりから小学 3 年生の見学が増えるのですが、洗濯機と洗濯板の違いなど昔の暮らしということで、課外授業でも活用されております。教育委員会の管理であった別処山運動公園の方の大きな古民家は、地震で梁が折れまして、全面改修して立て直しとなりますと 5 千万円から 6 千万円掛かるということと、古材の手配が不可能だということで解体することにしました。そこにあった民具などは分散して保管している状況であります。

- (関口委員) 市内 5 校の小学 3 年生が見学に来るとありましたが、市内全小学校の生徒 全員が一度は見学に来るような計画などないのでしょうか。
- (生涯学習文化課課長補佐) 小学6年生は全校来ております。3年生はシーズンに分けて来ており、このシーズンには5校ということでありますが、ほぼ全校が来ております。市バス利用の関係などもあり、まとめては難しい状況でありますので、1年間を3分割して見学を実施しております。
- (杉原会長) 国の重要文化財に指定を受けたことによって、国からの補助金が増えるといったことはあるのでしょうか。
- (生涯学習文化課課長補佐)国の史跡でありますと1件80万円から100万円くらいが、 地方交付税の方に管理費として上乗せされていると言われておりますが、 内訳までは不明であります。下野市の場合、現在4件ございますが、どの ような換算により上乗せ額がどのくらいなのかは確認ができておりません。
- (杉原会長) 他にご質問等ございませんか。それでは、そろそろお時間でもありますので、終了とさせていただきます。ありがとうございました。
- ②社会保障・税番号制度個人番号カード交付事業

[市民生活部出席者自己紹介]

[市民課長から説明]

- (杉原会長) それでは、委員の皆様からご質問をお願いいたします。新聞の記事ではカード交付が低調となっているとのことですが、申請メリットが小さいこと以上に、国や機構のシステム障害が大きな理由だとお話がありました。その間の自治体の事務経費の無駄が相当発生したと想像しますが、そういった無駄を強いてしまったことに対する国からの謝罪やその分の経費の支援などはあったのでしょうか。
- (市民課長) 基本的にはありませんでした。平成27年度の交付事業が遅れたことによって、半分の経費を繰越明許ということで翌年度に繰り越された経緯はございます。また、国はそのシステムを開発した業者に対して損害賠償請求をするというような報道はありましたが、市町村に対して謝罪や補償などはございませんでした。

(杉原会長) その件に関して、調査も特にありませんでしたか。

(市民課長) ありませんでした。

(関口委員) カード交付率が低調とのことですが、国や市において目標値はないのでしょうか。この事業の経費として人件費も計上されており、交付件数がない

のであれば、人件費が無駄になってしまうように思いますので、そのあた りはどうお考えなのでしょうか。

- (市民課長) 強制ではないため、何パーセントまで上げるという明確な目標も指導等も ございません。平成29年度から開始されるマイナンバーに係るサービス 事業も遅れている状況で、交付率をできるだけ高めてくださいといった通 知はありますが、強制的な通知はございません。カード交付事業というこ とで、市では積極的にPR等を実施しているところであります。
- (関口委員) 義務も目標もないのであれば、この事業を積極的に実施する必要がなく、 人件費の経費も削減した方がいいのではないかと考えてしまいます。目標 等設定するなど対策がないままでは、このまま交付率も上がらず、人件費 が掛かるだけではないかと思います。
- (飯野委員) 市が必要性をBとしておりますが、私も関口委員と同様に、この事業を目標等もなくただ遂行するだけであれば、必要性について疑問を持ちます。
- (市民課長) 通知カードについては、未交付率が無いようにしなければなりません。年金などいろいろな申請にあたり、自分の個人番号が不明であると市民に不利益が生じることとなりますので、通知カードは未交付率0%を目指しており、重要なことと考えております。個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードにつきましては、あくまで任意による交付事業であります。今後、いろいろな形でのサービスや利便性を追求したいといった場合、ご本人の意思により個人番号カードを作っていただくものであります。どうしても個人番号カードは作りたくないといった方もいらっしゃいますので、そういった場合でも、通知カードは受け取っていただき個人番号をお知らせする、こちらについては、最大限に努力し実施していきたいと考えております。そのうえでマイナンバーカードを作る場合、マイナンバーカードを身分証明としてのみ利用したい方には、いろいろな機能を持たせないでカードを作ることも可能ですので、個々に合った形で作成していただければと思います。
- (飯野委員) マイナンバーカード交付にあたって、窓口で待たされるなどの話がございますが、国からの指導はないが、市として独自に実施している積極的な施策などはないのでしょうか。
- (市民課長) マイナンバーカード交付の際は、一定期間にお受けしたカード交付申請者 に通知を送付するのですが、下野市では、窓口での混雑を避けるため、分 散して通知を送付するとともに、混雑する時間帯を避けた受付時間などの 案内により、待ち時間が少なくなるような対応をさせていただいておりま す。また、手続きの時間短縮を図るため、その通知の中で、持参するもの や暗証番号を事前に決めておいていただくなどの案内についても行ってお ります。
- (園部委員) 先ほどの人件費に関係することで、平成29年度も30年度も事業費が同額であります。マイナンバーカード交付においては目標等設定していないとありましたが、ある程度の時点で人件費を減らすといったお考えはないのでしょうか。

- (市民課長) 平成28年2月から交付が始まっており、30年度までは同じ形で実施させていただきたいと考えております。また、31年度以降につきましては、国の動向やその後の状況に応じまして、人件費も含めて検討し見直していく必要があると考えております。
- (大木委員) 住民基本台帳カードを現在利用している方もいらっしゃるということですが、マイナンバーカードに移行していただくような PR などは実施しているのでしょうか。
- (市民課長) 住民基本台帳カードにつきましては、27年12月を以って新規交付を終 了しております。住民基本台帳カードには有効期限がございますので、期 限が切れる3か月前に、引き続きコンビニ交付を希望する場合はマイナン バーカードに切り替えていただくようご案内通知を送付しております。
- (杉原会長) 通知カードとマイナンバーカードとで重要性の位置付けが若干異なり、通知カードは100%を目指すとありましたが、これは行政が個人番号を管理することに前提があり、マイナンバーカードは交付された個人が自分で管理することとなりますので、個人の責任となります。このヒアリング資料の中には、個人情報を管理する為のシステムに係る委託料などの費用が全くないのですが、これはこの交付事業とは別の事業で個人情報の管理を実施しているということでしょうか。委員の皆様もここで厳格に保管されていることを前提に自分の個人番号を提出しておりますが、それにおける個人番号の管理事業はどのようにされているのか確認したいと思いました。市民の方に提出していただく一方で、行政側の情報管理が如何に安全か、交付されたマイナンバーカードは個人の管理に委ねられますが、そうでない個人番号はどんなに出されても絶対安全ですと、両建てで謳わないと、個人情報保護制度があるから大丈夫だとはならないと思いますので、そのあたりの手当てはどうなっているのかと思いました。
- (市民課長) この事業は、個人番号カード交付に限定した事業であります。市民課で管理している個人番号につきましては、住民票発行においても、個人番号を入れるかどうか選択可能であり、個人番号入りの住民票については、本人を確認した上での発行となり、本人及び同一世帯員以外には発行しないこととしております。郵便の場合は、本人宛てに簡易書留でのやり取りとしております。住民票と戸籍の機械とインターネットの機械はまったく別であり、外部とは遮断された状態で管理させていただいております。
- (中林委員) マイナンバーカードは子どもも対象となっておりますが、大人はいろいろな使い道がある反面、子どもに持たせる必要性が不明であります。また、20歳未満は5年で書き替えとなりますが、その5年間で利用するシーンが無いように思えるのですが、それでも交付を勧めているのでしょうか。子どものマイナンバーカード交付のメリットや申請状況についても教えていただけたら思います。
- (市民課長) 子どもに対しての交付勧奨は実施しておりません。子どもの場合、成長により顔など風貌が変わりますので5年となっており、転勤が多いため転入 転出の手続きを簡略化させたいご家族などが申請する程度であります。そ

のため、子どもに対しては、広報やホームページでの一般的なお知らせの みとさせていただいております。未成年に対する交付件数については少な いとは思われますが、本日手元に情報がございませんので、後日回答させ ていただきます。

(中林委員) そういう状況ですと、交付率を上げるのはなかなか難しいと思います。

(事務局)

国のマイナンバー制度の趣旨からしますと、国民に1人1つの12桁の番 号を付け、例えば税であれば、複数か所からの収入にそれぞれ個人番号が 付されることにより、税務署において紐付けが可能となります。今までは 税務署と自治体で書類上でのやり取りであったものが、そういった基盤が できることになり、一般のインターネットから遮断されたLGWAN(総 合行政ネットワーク)というものを使い、事務に掛かる時間も省略でき、 国民も添付資料など手続き上の手間が省けるといったメリットもございま す。税だけではなく、いろいろなシーンで公平性を保つ方法として期待さ れるものであります。使うシーンとしては、例えば、介護保険の手続きや 国民健康保険の手続き、税の確定申告などございますが、そういった場面 に当たらないということで、マイナンバーカード交付は必要ないと考える のも然りであります。しかし、コンビニでの住民票交付が可能になったり、 各自治体によっては、条例により図書カードの機能を付加させたり、その 他民間においても活用できるように幅を広げようといった検討も始まって おります。徐々にではありますが、いろいろな機能によりメリットがある ことが浸透していくことで、マイナンバーカードが普及していくのかなと 考えております。いかんせん、マイナンバーカードの交付申請が始まった ばかりでありますので、まだまだ浸透していない状況であり、国だけでな く市においても、周知等PRしていく必要があると思います。

マイナンバーの資料にあるQ&Aの1番目にマイナンバーが漏えいするこ (杉原会長) とはありませんとあり、その理由として、それぞれの機関が持つ個人情報 を従来どおり分散して管理することによって、一括管理しないからとあり ますが、本当に分かりづらい説明であると思います。分散管理していれば 安心であるとは即繋がらないわけです。一括管理はそれだけ危険性は高い でしょうが、分散管理であっても、各機関が情報管理のシステムをきちん と構築してそれを市民に宣伝していなければならず、どういう風に使われ るのか、どこに流れていくのかといった心配がある中で、このQ&Aに書 かれている回答ではほとんど意味を成していない説明だと思うのです。だ からこそ、逆に、市がマイナンバーを推奨する場合の重要なポイントとし まして、個別機関の下野市では絶対安全であると、何重にもガードが固め られているということについても宣伝しないと、交付してもらったが本当 に大丈夫だろうかといった不安を市民が持つのではないかという印象を未 だに拭いきれないでおり、行政の事業としては関心を持っていただきたい なと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

(大木委員) このマイナンバー制度は、いわゆる国民総背番号制度から来ているもので しょうか。

- (事務局) 以前にはそういったお話がございましたが、一度リセットしまして新たな 制度としまして、社会保障・税番号制度というものを国が構築している状 況であり、国民一人ひとりに番号を付して、紐付けして管理するというこ とからすれば、同じものではないかと思います。
- (大木委員) 国の制度で個人個人に番号を付すことで、いろいろな面で利便性を上げて いくということが始まりにあり、そこには、市というよりは、国の考え方 が強く入っている事業ということでしょうか。
- (市民課長) この番号制度自体は国の制度であり、交付事業については市が実施しているものであります。
- (小久保委員) 通知カード未交付のうち、郵便局の転送機関が過ぎた場合は分かるのですが、受け取り拒否については実際にあるのでしょうか。
- (市民課長) 受け取り拒否については数件ありましたが、勤務先で必要となるなどその 後の状況により、受け取りに来られるケースもございます。
- (杉原会長) 他にご意見等ないようでしたら、ここでヒアリングを終了したいと思いま す。ありがとうございました。

#### 【ヒアリング時未回答報告】

▶個人番号カード交付件数のうち、未成年者における交付件数について

A) 20歳未満・・・288名(18歳未満・・・232名)

※平成28年11月24日現在

#### (3) 全体協議

(杉原会長) 全体協議としまして、意見交換したいと思います。

マイナンバー制度について、先ほどの補足としまして説明させていただき (事務局) ます。マイナンバーの取扱いについて、別々の行政間においては、例えば 市役所と税務署間ではマイナンバーの情報を教え合うことは禁止されてお ります。あくまでも一般のインターネットから遮断されたLGWANとい ったネットワークを利用しまして、その中間にございます国が創った機構 を介してやり取りをすることになっています。電話等によりマイナンバー の情報をやり取りすることは禁止されており、その中間サーバーを介して 情報をやり取りすることとなります。番号はその時点で必要となります。 市に提出していただいた番号で照会をかけ、税務署からの番号と一致して 始めてデータのやり取りができる仕組みとなっています。それは、マイナ ンバー制度によって、国民の皆様の情報を新たに取得するものではなく、 今までにあるそれぞれの情報を紐付けするためだけのものであるといった ことになります。今までは、書類等でやり取りしていたものが、そういっ た手間が省略できるといったものになります。LGWAN自体も強靭化が 図られており、国の予算により全国津々浦々まで、一般のインターネット と完全に物理的に分けております。下野市では、それを合理的に一度合体 させ、高いセキュリティにより情報漏えいがないよう対策を施しました。 それにもかかわらず、国の予算でそれをまた分けるように指導がありまし

たので、現在、構築したもののテストを実施しているところであります。 それは、マイナンバーによって紐付けが確実にできるか、情報漏えいが決 して無いか等のテストであります。そういった仕組みでありますので、年 金機構のように一般のインターネットへの接続により、ハッカーなどの被 害により情報が漏えいするといったことは、物理的には100%あり得な い状況であります。しかし、システムが機能していたとしても、一番重要 なところは、それぞれの行政機関の職員にあります。例えば、職員間の安 易な照会などのやり取りにより発生する漏えいなどを防止するため、下野 市を始め各行政機関において、高いセキュリティを保つため、職員につい ても強靭化を図っていく必要があります。法律では、情報を漏えいした場 合、故意であってもミスであっても厳格な罰則規定を設けている状況であ ります。その中で、市でも個人情報委員会など設置して、情報が漏れない ような仕組み・体制を整えております。それでも、インターネットの環境 においては、ハッカーなど知能犯もございますので、いたちごっこになっ てしまうことが予想されますが、そのあたりの強靭化についても図られて いることも含めまして、マイナンバー制度の本当の目的や今後の展開につ いて、さらに周知していく必要があると思います。

(杉原会長)

なかなか難しい問題があり、職員の意識が個人情報保護制度にしても、この特定の個人の識別に関する番号の利用等に関する条例にしても、職員全体にその意識が徹底しないとなりません。収集の過程では手作業的なものであり、その上のコンピュータのレベルになると非常に緻密な情報の防御ができているのですが、そこにいくまでのプロセスの過程のところで、意外とマニュアルであり、そこが非常に問題であると思います。結局は、個人情報に対する職員の啓発をしっかりしないといけないといった心配があるところだと思います。国はそういったところはお構いなしであり、失敗したら自治体の職員の問題にしてしまうといった、国のシステムの問題点については言わないのです。本当はシステムの問題なのですが、その部分は棚上げにされてしまいます。

(事務局) 今までどおり、下野市で持っている個人情報の責任の所在は、下野市にご ざいます。会長がおっしゃるような構図となるではないかと思います。

(杉原会長) 他にご意見等ありますでしょうか。ないようですので、意見交換について は、この辺りで、終了とさせていただきます。

# (4) その他

(事務局)

本日の会議録については、調整次第、配付させていただく予定ですので、よろしくお願いいたします。第3回委員会の会議録(案)について、本日配付させていただきます。内容をご確認いただき、修正等ございましたら、ご報告お願いいたします。なお、報告期限を、本日の市民評価シート提出期限と同じ11月30日としておりますので、同じ返信用封筒に同封のうえ提出してください。次回委員会についてですが、12月15日開催を予定しております。委員の皆様の市民評価結果を集計し、その資料と併せて通知させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

# ○閉会

(事務局) 以上をもちまして、第6回下野市行政改革推進委員会を閉会いたします。

以上

会議の経過を記載し、その相違がないことを証するためにここに署名する。

会 長

署名委員

署名委員